

清須市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1. 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下、「障害者優先調達推進法」という。）第9条に基づき、本市が行う物品及び役務の調達において、障害者就労施設等が提供する物品及び役務に対する受注の機会の拡大を図り、もって障害者就労施設等で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資することを目的として方針を定めるものである。

2. 適用範囲

この方針は、本市のすべての部署が発注する物品及び役務（以下、「物品等」という。）の調達に適用する。

3. 調達の対象となる施設

本方針の対象となる障害者就労施設等は、障害者優先調達推進法第2条第2項から第4項までに規定する次に掲げるもので、愛知県内に所在し、又は居住するものとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に定める施設等
 - ア 就労継続支援事業所（A型、B型）
 - イ 就労移行支援事業所
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
 - オ 地域活動支援センター
- (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づき国・地方公共団体の助成を受けている小規模作業所
- (3) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号）で定める事業所
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障害者多数雇用事業所（①～③の全てを満たすもの）
 - ① 障害者の雇用者数が5人以上
 - ② 障害者の割合が従業員の20%以上
 - ③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上
- (4) 障害者雇用促進法に定める在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

4. 調達の対象となる物品等

- (1) 物品 食料品、事務用品・書籍、小物雑貨ほか、障害者就労施設等が提供可能な物品
- (2) 役務 除草清掃作業（施設・公園等）、軽作業（封入・包装等）、クリーニングのほか障害者就労施設等が提供可能な役務

5. 調達目標

本市の予算の適正な執行及び契約における公正性及び競争性に留意しつつ、これまで調達実績のある物品等の調達の拡大に努めるとともに、調達実績のない物品等の調達に努めるものとする。

6. 情報の提供

市が調達を予定する物品及び役務の情報について、前年度の優先調達に係る実績開示も含め、可能な限り事前にインターネット等の手法により、障害者就労施設等に情報提供を行う。

7. 推進体制

- (1) 健康福祉部社会福祉課は、障害者就労施設等が提供可能な物品等についての情報収集を行うとともに、対象施設の育成及び拡大を図る。
- (2) 障害者就労施設等が提供する物品等の情報は、総務部財政課が管理することとし、適時適切に更新を行い、各部署等に対して情報提供及び協力依頼を行う。

8. 調達実績の公表

調達実績は、会計年度終了後、調達の実績の概要を取りまとめ、市ホームページ等により公表する。

9. その他

この調達方針に定めるもののほか、この調達方針の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この方針は、平成28年6月1日から適用する。